

放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針  
附属資料



令和4年4月

認定個人情報保護団体

一般財団法人 放送セキュリティセンター

*SARC*

## 目 次

本資料の位置づけ .....	1
1. 個人関連情報の第三者提供規制を踏まえた、視聴者非特定視聴履歴の第三者提供に係る ユースケース .....	2
2. 視聴者特定視聴履歴の匿名加工情報の作成に係るユースケース .....	11
(ユースケース A：有料放送事業者が保有する視聴者個人情報の匿名加工情報を第三者 提供するユースケース) .....	11
2-A-1. ユースケースの概要 .....	11
2-A-2. 考慮すべき事項とリスクに対応した具体的な加工方法 .....	12
(ユースケース B：放送事業者が保有する視聴者個人情報の匿名加工情報を第三者提供 するユースケース) .....	20
2-B-1. ユースケースの概要 .....	20
2-B-2. 考慮すべき事項とリスクに対応した具体的な加工方法 .....	21

## 本資料の位置づけ

本資料は、一般財団法人放送セキュリティセンター（以下「当センター」という。）の会員等（以下「対象事業者」という。）が、視聴者非特定視聴履歴をはじめとする視聴者個人関連情報を第三者に提供し、個人データとして活用する際や、視聴者特定視聴履歴をはじめとする視聴者個人情報を加工して、匿名加工情報を作成する際に参照することを想定して策定したものである。本資料は、対象事業者を拘束するものではなく、参考情報として参照されることを想定している。

ユースケースの追加や制度改正及び技術の進展等へ対応するため、本資料は、随時改訂するものとする。

※ なお、特に断りのない限り、本指針において示す個人情報の保護に関する法律の条番号は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「令和3年改正法」という。）（第50条の規定に限る。）による改正後の条番号を示すものとする。

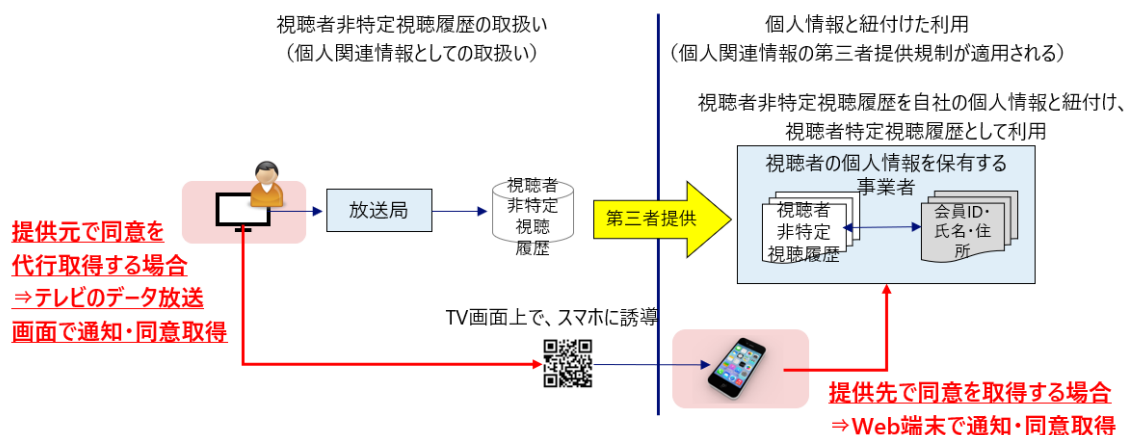
1. 個人関連情報の第三者提供規制を踏まえた、視聴者非特定視聴履歴の第三者提供に係るユースケース

○提供先が視聴者非特定視聴履歴を視聴者特定視聴履歴として取得することが想定される場合の通知画面イメージ

本通知画面は、民間放送事業者（提供元）が保有する視聴者非特定視聴履歴を、個人を特定できる会員情報を有する事業者（提供先）に第三者提供し、会員情報と組み合わせて個人データ（視聴者特定視聴履歴）となる場合を想定している。

法第 31 条では、提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合は、提供先が法第 31 条第 1 項第 1 号の「本人の同意」を取得することとされている。ただし、「同等の本人の権利利益の保護が図られることを前提に」、提供元が同意を代行取得することもできる。

図表 1 民間放送事業者が視聴者非特定視聴履歴を第三者提供し、提供先が視聴者特定視聴履歴として取得する場合のイメージ



提供先が視聴者非特定視聴履歴を視聴者特定視聴履歴として取得することが想定される場合は、「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」の「2-4-5. 通知・同意取得すべき内容」に基づき、通知画面を作成する必要がある。

提供先の第三者が同意を取得する場合は、スマートフォン等の Web 端末で必要事項を通知し、同意を取得することが考えられる。

総務省実証事業<sup>1</sup>では、提供元である民間放送事業者がテレビのデータ放送画面で通知・同意を代行取得するケースとして、テレビ特有のインターフェースに配慮した通知画面を検討した。ここでは、その画面イメージを紹介する。

なお、本通知画面イメージは、あくまで例示の1つであり、対象事業者を拘束するものではなく、参考情報として参照されることを想定している。実際にデータ放送画面や Web 端末における通知画面を作成する際は、「2-4-5. 通知・同意取得すべき内容」に基づいて、以下の事項に配慮して作成すること。

- ・ 放送受信者等が、提供先事業者において視聴者特定視聴履歴が取得されることを、容易に認知できるようにすること。
  - 例：図等を用いて視覚的に理解を促す

なお、提供先は視聴者特定視聴履歴を取得することとなるため、放送分野ガイドライン第 21 条に係る同意を取得するだけでなく、放送分野ガイドライン第 42 条第 2 項に係る同意（視聴者特定視聴履歴取得等に係る同意）を取得しなければならない。

- ・ 本通知画面イメージでは、それぞれの同意を別の画面で取得することを想定している。
  - 放送分野ガイドライン第 21 条（個人関連情報の第三者提供の制限等）に係る同意：テレビのデータ放送画面で通知・同意取得
  - 放送分野ガイドライン第 42 条第 2 項に係る同意（視聴者特定視聴履歴取得等に係る同意）：Web 端末で通知・同意取得

---

<sup>1</sup> 令和 3 年度 放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する調査研究の請負

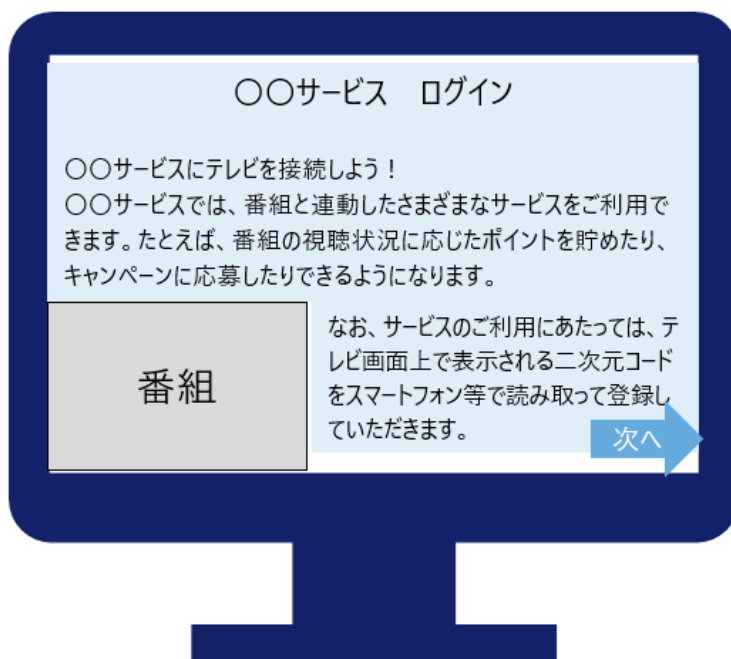
図表2 提供先が視聴者非特定視聴履歴を視聴者特定視聴履歴として取得することが想定される場合の通知画面イメージ

※なお、通知画面イメージはあくまでも一例であり、実際の画面レイアウトやサービス内容等は各事業者で異なる。

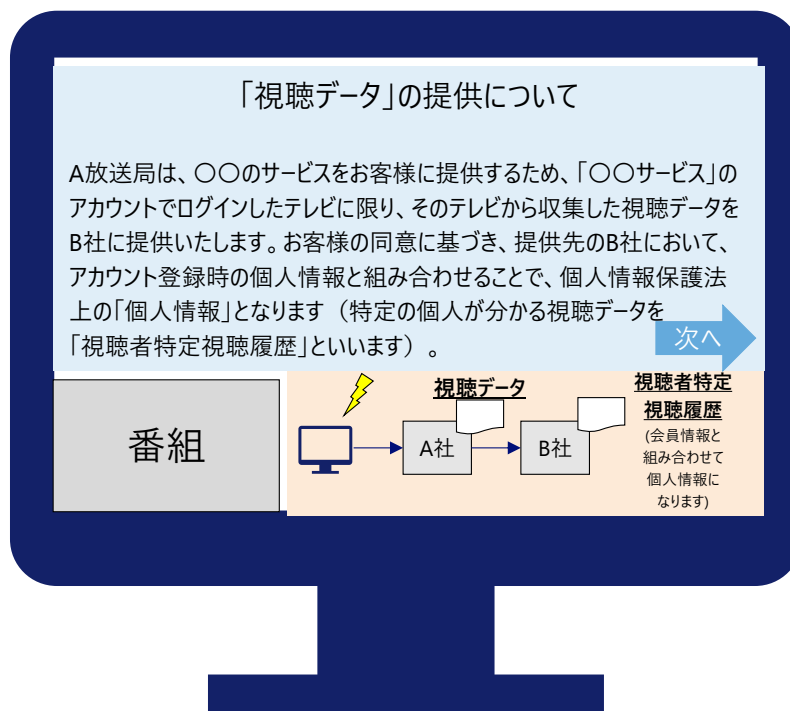
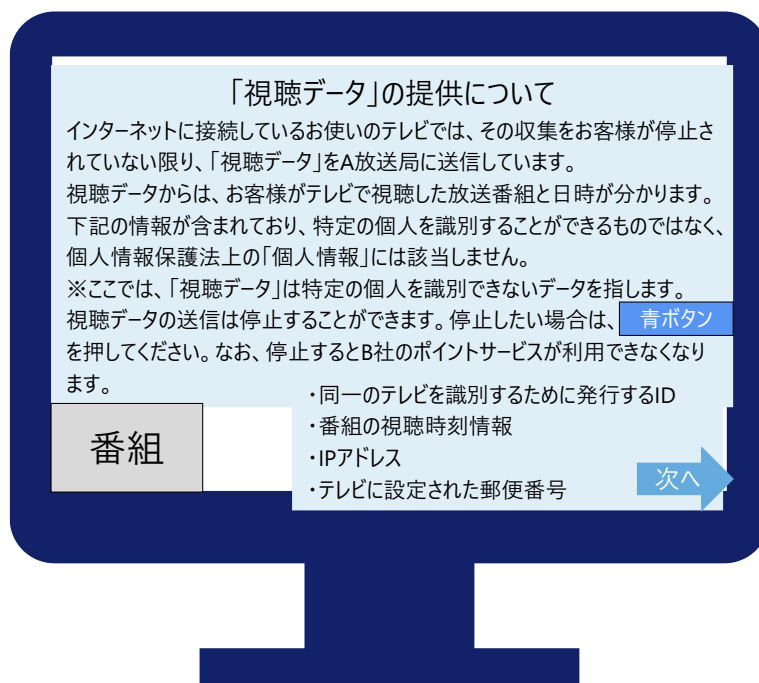


- ・ 提供元：A 放送局、提供先：B 社

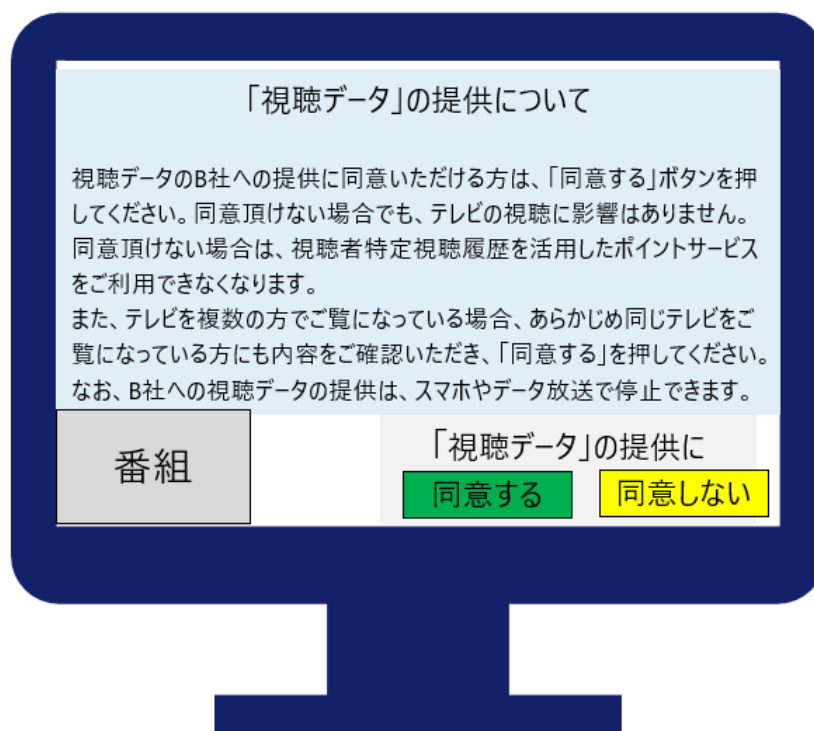
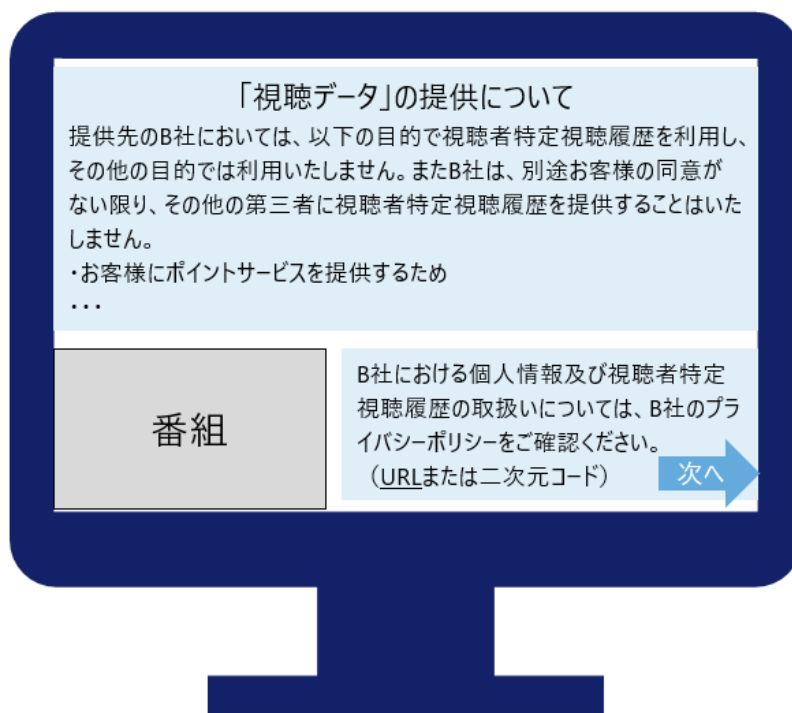
d ボタン押下後、「○○サービス ログイン」ボタンを選択すると表示



※なお、通知画面イメージはあくまでも一例であり、実際の画面レイアウトやサービス内容等は各事業者で異なる。



※なお、通知画面イメージはあくまでも一例であり、実際の画面レイアウトやサービス内容等は各事業者で異なる。





※なお、通知画面イメージはあくまでも一例であり、実際の画面レイアウトやサービス内容等は各事業者で異なる。



※なお、通知画面イメージはあくまでも一例であり、実際の画面レイアウトやサービス内容等は各事業者で異なる。



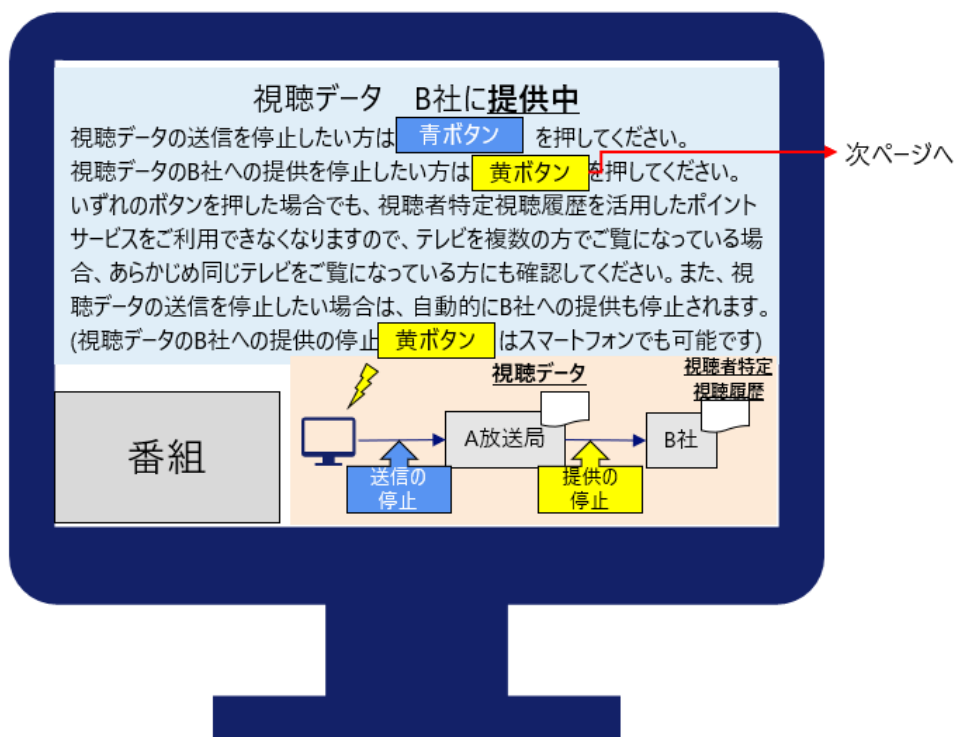
以上が、同意取得時の通知画面イメージであるが、以下は視聴者非特定視聴履歴の第三者提供を、提供元のデータ放送画面で停止する（同意を撤回する）場合の画面イメージである。

図表3 提供先が視聴者非特定視聴履歴を視聴者特定視聴履歴として取得することを停止する場合の通知画面イメージ

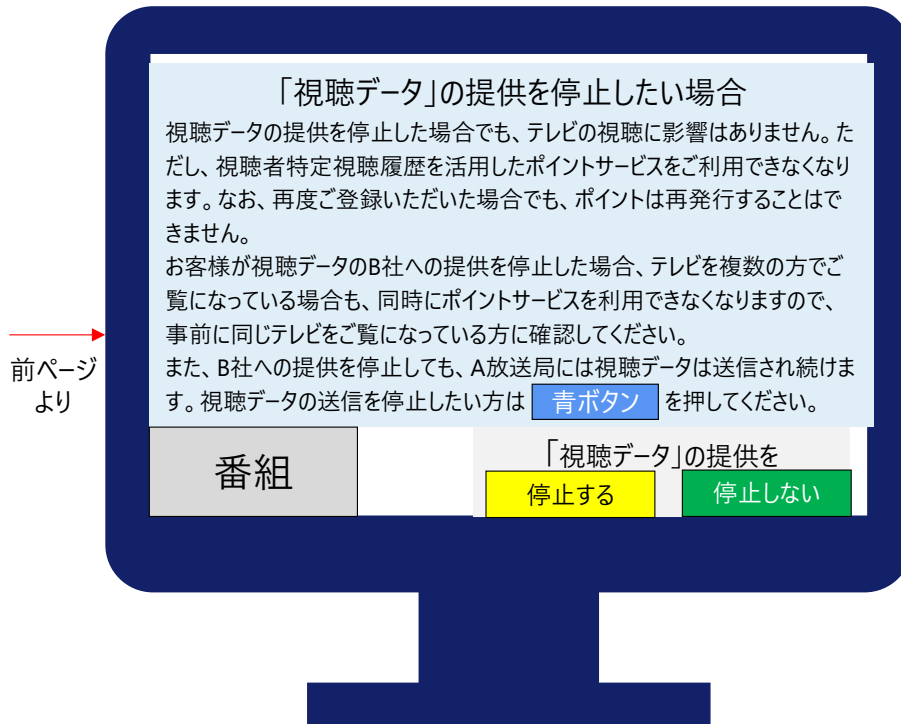
※なお、通知画面イメージはあくまでも一例であり、実際の画面レイアウトやサービス内容等は各事業者で異なる。

d ボタン押下後、「〇〇サービス ログイン」ボタンを選択すると表示

※視聴データをスマートフォンで停止できる場合、当該画面への遷移の説明や、二次元コードを表示することも考えられる。



前ページのテレビ画面で **黄ボタン** を押すと表示



## 2. 視聴者特定視聴履歴の匿名加工情報の作成に係るユースケース

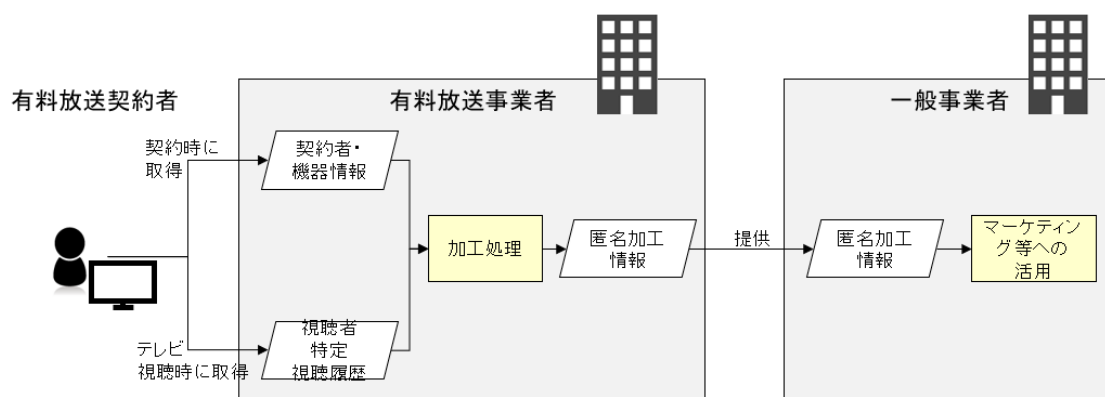
(ユースケース A：有料放送事業者が保有する視聴者個人情報の匿名加工情報を第三者提供するユースケース<sup>2)</sup>)

### 2-A-1. ユースケースの概要

本ユースケースは、有料放送事業者が保有する視聴者個人情報を、匿名加工情報の枠組みを活用して、マーケティング等へ活用できるように加工した情報を、一般事業者へ提供するものである（図表4）。転々流通を想定せず、特定の第三者に提供することを前提にしている。

本ユースケースでは、契約者情報テーブル、視聴者特定視聴履歴テーブルから構成されるデータ構造を前提とする。両テーブルは、契約者IDによって系統的に連結可能となっている（図表5）。

図表4 ユースケースのイメージ



<sup>2</sup> 本ユースケースの内容は、総務省による視聴者プライバシー保護ワーキンググループ（第7回、第8回）での議論を踏まえて、本資料用に整理したものである。

図表 5 視聴者個人情報に関するデータのレイアウトイメージ

**契約者情報テーブル**

契約者ID	機器ID	MACアドレス	氏名	性別	生年月日	電話番号	住所
53012602	XX-0001	XX-00-11-22-33-44	総務太郎	男性	1987年3月12日	03-222-XXXX	東京都 千代田区 霞ヶ関X-X-X
53597201	YY-0002	YY-11-22-33-44-55	情流花子	女性	1990年5月23日	090-444-YYYY	東京都 荒川区 荒川Y-Y-Y
81567824	ZZ-0003	ZZ-22-33-44-55-66	放政一郎	男性	1968年8月19日	03-123-ZZZZ	東京都 港区 六本木Z-Z-Z

↓  
システムの連結

**視聴者特定視聴履歴テーブル**

契約者ID	視聴日	視聴開始時刻	視聴終了時刻	視聴番組名	視聴チャンネル
53012602	2017年3月26日	20:16	20:45	〇〇教の時間	2 3 3
53012602	2017年3月28日	21:00	22:53	A 刑事の事件簿	6 1 1
53012602	2017年4月2日	20:01	20:45	〇〇教の時間	2 3 3
53012602	2017年4月4日	21:05	22:45	A 刑事の事件簿	6 1 1
53012602	2017年4月9日	20:20	20:42	〇〇教の時間	2 3 3

## 2-A-2. 考慮すべき事項とリスクに対応した具体的な加工方法

個人情報保護委員会事務局レポート「匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保に向けて」（2017年2月）に準じて、加工方法を示す。

### ① 含まれる情報の種類

契約者情報テーブルは個人属性情報、視聴者特定視聴履歴テーブルは履歴情報に分類される（図表6）。前者は経時的にデータが積み重ねられることはなく、後者は経時的にデータが積み重ねられるという性質を有する。

図表 6 視聴者個人情報に関するデータの分類



② どのように加工すべきか

加工方法は、個人情報の保護に関する法律施行規則第 34 条第 1 号～第 5 号の観点から加工を検討する。個人属性情報と履歴情報とに分けて示す。

■個人属性情報（契約者情報テーブル）

本ユースケースにおける個人属性情報である契約者情報テーブルには、契約者 ID、機器 ID、MAC アドレス、氏名、性別、生年月日、電話番号、住所が含まれる。

契約者 ID

- ・ 個人情報と視聴者特定視聴履歴を連結する符号に該当するため、仮 ID に置き換える等によりすべてを削除する。

機器 ID/MAC アドレス

- ・ 個人に密接し、かつ当該個人が容易に変更することができない外部から観察可能な符号であって、不変性が高い ID であるため、再識別につながる可能性がある情報として削除する。

生年月日

- ・ 少なくとも日については削除する一方で、同年同月に生まれた個人の人数が少ない場合は年月も削除の対象となる。曖昧化の程度については、住所の加工と合わせて検討する。

#### 電話番号

- ・ 多数の事業者で収集されており、個人の特定につながる可能性が高いため、削除する。ただし、住所の記述の曖昧化と平仄を揃える程度の情報であれば残すことは可能。

#### 住所

- ・ 個人の特定につながる可能性が高い情報であるが、有用性が高いことから、データセットの大きさや他の情報（生年月日等）の加工の程度を考慮して行う必要がある。町村以下の情報、郵便番号は原則として削除することが望ましい。



個人属性情報（契約者情報テーブル）に係る加工方法をまとめると、次図表の通りとなる。

図表7 個人属性情報（契約者情報テーブル）に係るデータ項目毎のリスクと加工方法

データ項目	想定されるリスク	望ましい加工方法
契約者 ID	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者を特定されるリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全て削除する、又は仮 ID に置き換える。（項目削除）</li> </ul>
機器 ID	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者を特定されるリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全て削除する。（項目削除）</li> </ul>
MAC アドレス	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の事業者でも収集している可能性があり、それと照合して個人が特定されるリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全て削除する。（項目削除）</li> </ul>
氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>単体で個人を特定できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全て削除する。（項目削除）</li> </ul>
性別	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の情報との組合せによって、個人が特定されるリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工しない。他のデータ項目を加工することで個人が特定されるリスクを下げることで対応する。</li> </ul>
生年月日	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の情報との組合せによって、個人が特定されるリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳未満、20代、30代、40代、50代、60代、70歳以上の7つの年代に置き換える。（丸め）</li> </ul>
電話番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の事業者でも収集している可能性があるため、他のデータと照合して個人が特定されるリスクがある。</li> <li>また、本人にアクセスされるリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全て削除する（項目削除）</li> </ul>
住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の情報との組合せによって、個人が特定されるリスクがある。</li> <li>他の事業者でも収集している可能性があるため、他のデータと照合して個人が特定されるリスクがある。</li> <li>また、本人にアクセスされるリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市区郡単位より細かい情報を削除する。（丸め）</li> <li>郵便番号は、市区郡より細かい情報であるため削除する。（項目削除）</li> </ul>

#### ■履歴情報（視聴者特定視聴履歴テーブル）

履歴情報の加工に当たっては、利用したいデータ項目や利用目的を踏まえ、適切な加工手法を選択する必要がある。ここでは、次の2パターンについて示す。

- パターン1：番組横断的に長期間連続する視聴者特定視聴履歴を匿名加工して提供する  
場合
- パターン2：短期間のみ、特定のチャンネルのみ、特定の番組のみの視聴者特定視聴  
履歴を匿名加工して提供する場合

○パターン1：番組横断的に長期間連続する視聴者特定視聴履歴を匿名加工して提供する  
場合

#### 契約者 ID

- ・ 個人情報と視聴者特定視聴履歴を連結する符号に該当するため、仮 ID に置き換える等により全てを削除する。

#### 視聴開始時刻/視聴終了時刻

- ・ 詳細な時刻情報を含むデータベースは、視聴番組や視聴チャンネルを表す情報とセットになることで、異なるデータセット間における共通の識別子として機能し得るため、削除する。

#### 番組名

- ・ 番組横断で蓄積された履歴は、一意性を持ったデータとなり得るため、番組のジャンルなどに置き換える。

パターン1：番組横断的に長期間連続する視聴者特定視聴履歴を匿名加工して提供する  
 場合の履歴情報（視聴者特定視聴履歴テーブル）に係る加工方法をまとめると、次図表の  
 通りとなる。

図表8 履歴情報（視聴者特定視聴履歴テーブル）に係るデータ項目毎のリスクと加工方法

○パターン1：番組横断的に長期間連続する視聴者特定視聴履歴を匿名加工して提供する  
 場合

データ項目	想定されるリスク	望ましい加工方法
契約者 ID	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者を特定されるリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全て削除する、又は仮 ID に置き換える。（項目削除）</li> </ul>
視聴日	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細な時刻情報は、他の情報と照合されることがあり、個人の特定につながるリスクがある（提供先が、一部重複する視聴者特定視聴履歴を保有している場合には、照合されるリスクが高まる。）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「視聴日」のみを残し、「視聴開始時刻」と「視聴終了時刻」を削除することで、個人が特定されるリスクを下げることで対応する。（丸め）</li> </ul>
視聴開始時刻		<ul style="list-style-type: none"> <li>削除する。（項目削除）</li> </ul>
視聴終了時刻		<ul style="list-style-type: none"> <li>削除する。（項目削除）</li> </ul>
番組名	<ul style="list-style-type: none"> <li>視聴者特定視聴履歴の期間が長いほど、その情報は一意となり得、その一意性から直ちに個人を特定することができないとしても配慮が望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番組のジャンル等のより上位の概念に置き換える（一般化）</li> </ul>
視聴チャンネル		<ul style="list-style-type: none"> <li>加工しない。</li> </ul>
録画再生回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生回数が極めて多いなどの特異な記述は特定の個人の識別又は個人情報の復元につながるリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生回数を「○回以上」という情報に置き換える。（トップコーディング）</li> </ul>

○パターン2：短期間のみ、特定のチャンネルのみ、特定の番組のみの視聴者特定視聴履歴を匿名加工して提供する場合

#### レコード一部抽出

- ・ 複数データの連結による再識別ができないように、①短期間の番組横断的な視聴者特定視聴履歴については、各日毎に異なるサンプル、②特定チャンネルにかかる視聴者特定視聴履歴の場合、チャンネル毎に異なるサンプル、③特定番組のみの視聴の場合、1番組（例えば1つのドラマの1話から最終話までを超えて作成する場合）は番組毎に異なるサンプルを抽出する。

#### 契約者 ID

- ・ 個人情報と視聴者特定視聴履歴を連結する符号に該当するため、仮 ID に置き換える等により全てを削除する。

#### 視聴開始時刻／視聴終了時刻

- ・ 視聴終了時刻： 詳細な時刻情報を含むデータベースは、視聴番組や視聴チャンネルを表す情報とセットになることで、異なるデータセット間における共通の識別子として機能し得るため、①加工対象とする期間を十分な短期間のみ限定する、②特定のチャンネルのみ限定する、③特定の番組に限定することにより、個人が特定されるリスクを下げることを望ましい。
- ・ さらに、具体的な加工の手法として、丸め（ラウンディング）や、ノイズ（誤差）付加を行う。

#### チャンネル名、番組名

- ・ 当該番組を視聴した者が極めて少ないチャンネルや番組については、匿名加工情報の利用目的を考慮して適切な情報の粒度とすることや、匿名加工情報の作成の是非を検討する。また、録画した放送番組の一定期間における再生回数が極めて高いなど、その視聴の希少性の高さ等から個人の特定につながる可能性があるものは、再生回数の曖昧化を行うことが望ましい。

パターン2：短期間のみ、特定のチャンネルのみ、特定の番組のみの視聴者特定視聴履歴を匿名加工して提供する場合の履歴情報（視聴者特定視聴履歴テーブル）に係る加工方法をまとめると、次図表の通りとなる。

図表9 履歴情報（視聴者特定視聴履歴テーブル）に係るデータ項目毎のリスクと加工方法

○パターン2：短期間のみ、特定のチャンネルのみ、特定の番組のみの視聴者特定視聴履歴を匿名加工して提供する場合

データ項目	想定されるリスク	望ましい加工方法
契約者 ID	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者を特定されるリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全て削除する、又は仮 ID に置き換える。（項目削除）</li> </ul>
視聴日	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細な時刻情報は、他の情報と照合されることがあり、個人の特定につながるリスクがある（提供先が、一部重複する視聴者特定視聴履歴を保有している場合には、照合されるリスクが高まる。）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工しない。短期間のみ、特定のチャンネルのみ、特定の番組に限定することで、個人が特定されるリスクを下げることで対応する。</li> </ul>
視聴開始時刻		<ul style="list-style-type: none"> <li>丸める（ラウンディング）、又は、一定の分布に従った乱数的な数値等を付加するノイズ（誤差）付加を行うことで対応する。</li> </ul>
視聴終了時刻		<ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul>
番組名		<ul style="list-style-type: none"> <li>加工しない。</li> </ul>
視聴チャンネル		<ul style="list-style-type: none"> <li>加工しない。</li> </ul>
録画再生回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生回数が極めて多いなどの特異な記述は特定の個人の識別又は個人情報の復元につながるリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生回数を「○回以上」という情報に置き換える。（トップコーディング）</li> </ul>

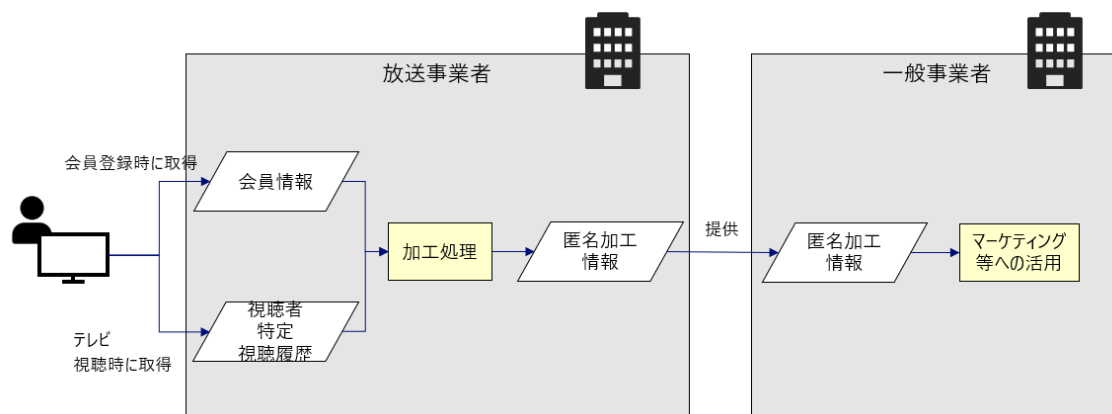
(ユースケース B：放送事業者が保有する視聴者個人情報の匿名加工情報を第三者提供するユースケース)

### 2-B-1. ユースケースの概要

本ユースケースは、放送事業者が保有する視聴者個人情報を、匿名加工情報の枠組みを活用して、マーケティング等へ活用できるように加工した情報を、一般事業者へ提供するものである(図表10)。転々流通を想定せず、特定の第三者に提供することを前提としている。

本ユースケースでは、会員情報テーブル、視聴者特定視聴履歴テーブルから構成されるデータ構造を前提とする。両テーブルは、会員IDによって系統的に連結可能となっている(図表11)。

図表10 ユースケースのイメージ



図表11 視聴者個人情報に関するデータのレイアウトイメージ

#### 会員情報テーブル

会員ID	性	年齢	〒	好きなジャンル	趣味嗜好	...
0001	男	23	153-8515	ドラマ、アニメ	読書、経済	...
0002	女	35	153-8515	映画、音楽	エステ・美容	...
0003	男	48	166-0004	旅行、料理	投資、金融	...

系統的に連結

#### 視聴者特定視聴履歴テーブル

会員ID	Maker ID	視聴日	視聴開始時刻	視聴終了時刻	番組名	チャンネル	〒
0001	XX	2021/2/1	18:00:23	19:00:12	A刑事の事件簿	XXX	153-8515
0001	XX	2021/2/8	18:00:41	19:00:54	A刑事の事件簿	XXX	153-8515

## 2-B-2. 考慮すべき事項とリスクに対応した具体的な加工方法

個人情報保護委員会事務局レポート「匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保に向けて」（2017年2月）に準じて、加工方法を示す。

### ① 含まれる情報の種類

会員情報テーブルは個人属性情報、視聴者特定視聴履歴テーブルは履歴情報に分類される（図表12）。前者は経時的にデータが積み重ねられることはなく、後者は経時的にデータが積み重ねられるという性質を有する。

図表12 視聴者個人情報に関するデータの分類



### ② どのように加工すべきか

加工方法は、個人情報の保護に関する法律施行規則第34条第1号～第5号の観点から加工を検討する。個人属性情報と履歴情報とに分けて示す。

#### ■個人属性情報（会員情報テーブル）

本ユースケースにおける個人属性情報である会員情報テーブルには、会員ID、性別、年齢、郵便番号、好きなジャンル、趣味嗜好が含まれる。

#### 会員ID

- ・ 個人情報と視聴者特定視聴履歴を連結する符号に該当するため、仮IDに置き換える等によりすべてを削除する。

郵便番号

- ・ 他の情報との組合せによって、個人が特定されるリスクがあるため、下4桁を削除する。

個人属性情報（会員情報テーブル）に係る加工方法をまとめると、次図表の通りとなる。

図表13 個人属性情報（会員情報テーブル）に係るデータ項目毎のリスクと加工方法

データ項目	想定されるリスク	望ましい加工方法
会員 ID	・ 契約者を特定されるリスクがある。	・ 全て削除する、又は仮 ID に置き換える。（項目削除）
性別	・ 他の情報との組合せによって、個人が特定されるリスクがある。	・ 加工しない。他のデータ項目を加工することで個人が特定されるリスクを下げることで対応する。
年齢	・ 他の情報との組合せによって、個人が特定されるリスクがある。	・ 20歳未満、20代、30代、40代、50代、60代、70歳以上の7つの年代に置き換える。（丸め）
郵便番号	・ 他の情報との組合せによって、個人が特定されるリスクがある。	・ 下4桁を削除する。（丸め）
好きなジャンル	・ 特異なジャンルと性別、年齢、郵便番号等の情報との組み合わせによって、個人が特定されるリスクがある。	・ 特異なジャンルのデータを削除する。あるいはより一般的なジャンルに置き換える。（セル削除/丸め/一般化）
趣味嗜好	・ 特異な趣味嗜好と性別、年齢、郵便番号等の情報との組み合わせによって、個人が特定されるリスクがある。	・ 特異な趣味嗜好のデータを削除する。あるいはより一般的なジャンルに置き換える。（セル削除/丸め/一般化）

■ 履歴情報（視聴者特定視聴履歴テーブル）

履歴情報の加工に当たっては、利用したいデータ項目や利用目的を踏まえ、適切な加工手法を選択する必要がある。ここでは、次の2パターンを示す。

パターン3：一定数以下の番組数の視聴者特定視聴履歴を匿名加工して提供する場合  
（番組/CM 接触分析）

パターン4：短期間のみ、または特定の時間帯のみの視聴者特定視聴履歴を匿名加工して提供する場合（ヒートマップ分析）



○パターン3：一定数以下の番組数の視聴者特定視聴履歴を匿名加工して提供する場合

#### レコード一部抽出

- ・ 匿名加工情報に含まれる番組数を一定数<sup>3</sup>以下に制限することによって、同一の視聴番組の組み合わせを持つユーザーが一意にならないようにする。
- ・ なお、「番組名」の代わりに「CM名」を利用する場合は、一定期間内に放映されるCMは番組より種類が少ないため、同一の視聴CMの組み合わせを持つユーザーが一意になる確率が下がる可能性があるため、匿名加工情報に含まれるCM数は番組数より多くできることが見込まれる。本ケースは今後検証する意義があると思われる。

#### 会員ID

- ・ 個人情報と視聴者特定視聴履歴を連結する符号に該当するため、仮IDに置き換える等によりすべてを削除する。

#### 視聴開始時刻/視聴終了時刻

- ・ 詳細な時刻情報を含むデータベースは、視聴番組や視聴チャンネルを表す情報とセットになることで、異なるデータセット間における共通の識別子として機能し得るため、削除する。

---

<sup>3</sup> 具体的な番組数やCM数は、データセットに応じて変化するため、匿名加工前に検証が必要。なお、1チャンネルの3ヶ月・4,000サンプルのデータセットの場合、3番組以下であれば、視聴番組の組み合わせが一意となるユーザーがいる確率は0%であった。なお、それより多くの番組数を利用することで、視聴番組の組み合わせが一意となるユーザーがいる場合は、当該ユーザーのデータを削除することによって対応する。

図表 1 4 履歴情報（視聴者特定視聴履歴テーブル）に係るデータ項目毎のリスクと加工方法

○パターン 3：一定数以下の番組数の視聴者特定視聴履歴を匿名加工して提供する場合

データ項目	想定されるリスク	望ましい加工方法 (番組接触分析)	望ましい加工方法 (CM 接触分析)
会員 ID	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 会員を特定されるリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全て削除する、又は仮 ID に置き換える。(項目削除)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全て削除する、又は仮 ID に置き換える。(項目削除)</li> </ul>
視聴日	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 詳細な時刻情報は、他の情報と照合されることがあり、個人の特定につながるリスクがある（提供先が、一部重複する視聴者特定視聴履歴を保有している場合には、照合されるリスクが高まる。）。</li> <li>• 視聴者特定視聴履歴の期間が長いほど、その情報は一意となり得、その一意性から直ちに個人を特定することができないとしても配慮が望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「視聴日」のみを残し、「視聴開始時刻」と「視聴終了時刻」を削除することで、個人が特定されるリスクを下げることで対応する(丸め)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「視聴日」のみを残し、「視聴開始時刻」と「視聴終了時刻」を削除することで、個人が特定されるリスクを下げることで対応する。(丸め)</li> </ul>
視聴開始時刻		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 削除する。(項目削除)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 削除する。(項目削除)</li> </ul>
視聴終了時刻		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 削除する。(項目削除)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 削除する。(項目削除)</li> </ul>
番組名		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 加工しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 削除する。(項目削除)</li> </ul>
CM 名		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 削除する。(項目削除)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 加工しない。</li> </ul>
視聴チャンネル		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 加工しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 加工しない。</li> </ul>
録画再生回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生回数が極めて多いなどの特異な記述は特定の個人の識別又は個人情報の復元につながるリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生回数を「〇回以上」という情報に置き換える。(トップコーディング)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生回数を「〇回以上」という情報に置き換える。(トップコーディング)</li> </ul>

○パターン4：短期間のみ、または特定の時間帯のみの視聴者特定視聴履歴を匿名加工して提供する場合

レコード一部抽出

- ・ 匿名加工情報に含まれる期間または時間帯を制限する<sup>4</sup>ことによって、同一の視聴番組の組み合わせを持つユーザーが一意にならないようにする。

会員 ID

- ・ 個人情報と視聴者特定視聴履歴を連結する符号に該当するため、仮 ID に置き換える等によりすべてを削除する。

視聴開始時刻/視聴終了時刻

- ・ 詳細な時刻情報を含むデータベースは、視聴番組や視聴チャンネルを表す情報とセットになることで、異なるデータセット間における共通の識別子として機能し得るため、1 時間単位に丸める。

番組名

- ・ 番組横断で蓄積された履歴は、一意性を持ったデータとなり得るため、番組のジャンルなどに置き換える。

---

<sup>4</sup> **具体的な期間の長さや時間帯は、データセットに応じて変化するため、匿名加工前に検証が必要。**なお、1 チャンネルの3 ヶ月・4,000 サンプルのデータセットの場合、期間を1 週間に制限すれば視聴番組の組み合わせが一意となるユーザーがいる確率は 99.1%であった。また、期間を1 週間に制限し、かつ時間帯をゴールデンタイム（19 時～22 時）に制限した場合は、視聴番組の組み合わせが一意となるユーザーがいる確率は 77.8%であった。なお、視聴番組の組み合わせが一意となるユーザーがいる場合は、当該ユーザーのデータを削除することによって対応する。

図表 1 5 履歴情報（視聴者特定視聴履歴テーブル）に係るデータ項目毎のリスクと加工方法

○パターン 4 : 短期間のみ、または特定の時間帯のみの視聴者特定視聴履歴を匿名加工して提供する場合

データ項目	想定されるリスク	望ましい加工方法
会員 ID	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 会員を特定されるリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全て削除する、又は仮 ID に置き換える。(項目削除)</li> </ul>
視聴日	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 詳細な時刻情報は、他の情報と照合されることがあり、個人の特定につながるリスクがある (提供先が、一部重複する視聴者特定視聴履歴を保有している場合には、照合されるリスクが高まる。)</li> <li>• 視聴者特定視聴履歴の期間が長いほど、その情報は一意となり得、その一意性から直ちに個人を特定することができないとしても配慮が望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 加工しない。</li> </ul>
視聴開始時刻		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1 時間単位に丸める。(ラウンディング)</li> </ul>
視聴終了時刻		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1 時間単位に丸める。(ラウンディング)</li> </ul>
番組名		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 番組のジャンル等のより上位の概念に置き換える。(一般化)</li> </ul>
視聴チャンネル		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 加工しない。</li> </ul>
録画再生回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生回数が極めて多いなどの特異な記述は特定の個人の識別又は個人情報の復元につながるリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生回数を「〇回以上」という情報に置き換える。(トップコーディング)</li> </ul>